

大府市がんばる事業者応援補助金制度の概要

大府市内の中小企業者、個人事業主及び市内の中小企業者を半数以上含むグループを対象として、**新技術および新事業の創出**につながる研究開発事業とともに、販路開拓に必要な事業化への促進活動、見本市への出展、国内・国外特許権の取得及び ISO13485 等の認証の取得に係る事業費に対する補助制度があります。**(令和2年度から令和4年度まで)**

1 対象者

- ・市内に事業所を有し、事業に係る市税を完納している中小企業者及び個人事業主
- ・上記中小企業者を半数以上含むグループ

※注 中小企業者の定義は、「中小企業基本法」で次のとおり定められています。

業種	従業員数	資本金
製造業、建設業、運輸業	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下

2 補助対象事業および基準

補助対象事業項目	基準
①研究開発事業	次の事項のいずれにも該当していること。 1. 新技術又は新商品の開発を目的としている事業であること 2. 販路が確保又は確保できる見込みがあること 3. 大府市内にて製造又は販売を行う事業であること ※ただし、機械装置又は測定機器の更新は対象外とし、借上又は購入する機器に関して、必要とする根拠を説明すること。
②販路開拓事業（事業化促進）	新たな事業分野への開拓を目指す事業で次のいずれかに該当していること。 1. 市場調査・消費モニター調査、知的財産に関する調査 2. 民間企業・公的試験機関及び大学で行う性能・特性測定及び評価 3. 市場ニーズに適合した製品・商品デザイン、パッケージデザイン、商標等の開発 4. 新商品・新技術のパンフレット等の作成 5. ホームページの作成 6. 看板等の設置又はちらしの作成
③販路開拓事業（見本市出展）	市外で行われる販路開拓又は拡大を目的とした見本市へ出展していること。
④特許権取得事業	国内又は国外特許権の取得を出願していること。
⑤認証等取得事業	ISO13485（医療機器関連認証）、JISQ9100（航空宇宙関連認証）、TS16949（自動車関連認証）、医療機器製造業許可、医療機器製造販売業許可、医療機器販売業許可のいずれかを取得していること。

- ※注 1 補助対象事業の補助金の交付を受けることができるのは、**3年度中にそれぞれ1回限り**です（見本市出展のみ2回）。同一の内容が複数年度に渡る場合は、1事業に対し1回限り補助金の交付を受けることができます。
- 2 研究開発事業が、**ウェルネスバレー基本計画に基づく健康・医療・福祉関連施設と連携した事業**の場合は、2年間補助金の交付を受けることができます。

3 補助対象経費・補助金の限度額

補助率は補助対象経費の総額の1/2となります。（補助対象経費には、消費税等を含みません。）

補助対象事業名	補助対象経費	補助金の額の上限	申請上限回数
①研究開発事業	機械装置又は測定機器等の借上料、同購入費（借上料、購入費の合計は80万円まで）、原材料費、調査費、専門家謝金、専門家旅費、会議費、会場借料、分析試験費、委託・外注費（対象経費の3分の2まで）	60万円	1回
②販路開拓事業（事業化促進）	資料購入費、資料作成費、調査費、分析試験費、委託・外注費、広報費	30万円	1回
③販路開拓事業（見本市出展）	出展料、装飾費（レンタル可）	20万円	2回
④特許権取得事業	特許庁及び弁理士に支払う費用 ※支払い及び特許申請した年度に限る	15万円	1回
⑤認証等取得事業	審査登録機関に支払う費用、コンサルタント費用 ※初回取得費のみ、更新費は対象外	40万円	1回

- ※注 1 国、県又はその他の機関から補助金等の交付を受けている場合は、重複する補助対象経費は補助の対象外となります。
- 2 算出した補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てます。

4 計画書の提出に必要な書類（事業実施前に提出）

- (1) がんばる事業者応援補助金事業計画書（第1号様式）
 - (2) 実施計画書（第2号様式）
 - (3) 企業の事業概要が分かる書類（パンフレット等）
 - (4) 補助対象事業の詳細が分かる書類（見積書等）
- ※注 特許権取得事業、認証等取得事業は、計画書を提出する必要はありません。

5 補助金の交付申請に必要な書類（事業実施後に申請）

- (1) がんばる事業者応援補助金交付申請書（第4号様式）
- (2) 実績報告書（第5号様式）
- (3) 経費の支払い等を証する書類の写し
- (4) 補助対象事業の実施を証する書類

6 問い合わせ先

不明な点やご相談したいことがございましたら、お気軽にお問合せください。

■大府市役所 産業振興部 商工労政課
電話：0562-45-6227（直通）
E-mail：shoko@city.obu.lg.jp

7 参照

ウェブサイトでは、補助金制度の詳細や、補助金交付までの手続きの流れ、よくある質問に対する回答等を閲覧できる他、提出に必要な書類をダウンロードすることもできます。

■大府市ウェブサイト <https://www.city.obu.aichi.jp/index.html>

・「大府市ウェブサイト TOP」→「事業者向け（情報）」→「産業振興」→「創業・融資・補助制度」→「がんばる企業事業者応援補助金制度」